

第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画

令和2年度（2020年度）

ごみ処理基本計画

アクションプログラム

令和2年（2020年）9月



## 1. 策定の趣旨

平成28年（2016年）10月に平成28年度（2016年度）から令和7年度（2025年度）までの10年間を対象とする第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画（以下「ごみ処理基本計画」という。）を策定しました。

アクションプログラムは、ごみ処理基本計画に位置づけた施策の計画的かつ着実な推進を図り焼却量の削減の取組を行うために、各年度に重点的に取り組むべき項目を挙げ、具体の施策を定めるものです。

平成31年（2019年）3月に「将来のごみ処理体制についての方針」（以下「新方針」という。）を、令和元年（2019年）11月に「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画（以下「広域計画」という。）素案」を公表したことから、令和2年1月に鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会（以下「減量審議会」という。）にごみ処理基本計画策定後の新たな見直し要素として説明を行い、「ごみ処理基本計画の見直しについて」の諮問を行いました。現在も審議中ではありますが、令和2年（2020年）7月に新方針及び広域計画に対する審議会としての意見が示され、さらに、8月に広域計画を策定したことから、ごみ処理基本計画及びアクションプログラムは、新焼却施設を建設せずに可燃ごみについて広域連携で処理をしていくことを踏まえて作成します。

なお、「基本理念及び基本方針」や「基本方針に基づく施策の展開」等については、現在、減量審議会で審議中であることから現時点での計画内容を記述いたしますが、今後、ごみ処理基本計画の見直しがなされた時点で、当アクションプログラムと相違点や追加事項等があれば、必要に応じて見直しを図ることとします。

## 2. 基本理念及び基本方針

環境負荷の少ない「循環型社会」を形成するために、ごみ処理基本計画では、市民、事業者、行政が連携・協働して3Rを推進し、焼却量や埋め立てによる最終処分量を限りなくゼロに近づける「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を基本理念としています。

### 基本理念：「ゼロ・ウェイストかまくら」 の実現を目指して

～モノを大切に して 心豊かな生活を～

基本方針  
1

ごみの発生抑制を最優先とした3Rの取組みの拡充

基本方針  
2

ライフスタイルや事業活動の見直しを促す情報発信の推進

基本方針  
3

適正かつ持続可能な廃棄物処理の推進

基本方針  
4

市民サービスの向上や事業者の適正処理に向けた環境の整備

基本方針  
5

市民、事業者、行政の連携・協働による取組みの活性化

基本方針  
6

将来にわたる安定的な処理に向けたごみ処理施設の整備

### 3. 基本方針に基づく施策の展開

ごみ処理基本計画では6つの基本方針に基づいて施策を展開するとしています。施策の体系は次のとおりです。なお、R2年度取組欄の○は、5ページ5令和2年度（2020年度）重点的な取組に掲げたそれぞれの重点項目に位置づけた施策です。

**基本方針 1**      **ごみの発生抑制を最優先とした3Rの取組みの拡充**

施策と主な取組み		R2年度取組
施策1-1 リデュース (発生抑制)の推進	(1) 家庭における食品ロスの削減	○
	(2) 飲食店等における食品ロスの削減	○
	(3) 水切りの普及啓発	○
	(4) 家庭用生ごみ処理機等のさらなる普及	○
	(5) 事業所から排出される生ごみ資源化の促進	○
	(6) 生産、流通、販売工程における使い捨て物品や包装紙等の削減や製品等の耐久性の向上	
	(7) 事業系ごみ処理手数料の見直し及び家庭系ごみの有料化の継続	○
施策1-2 リユース (再使用)の推進	(1) 不用品登録制度などのリユース制度の拡充	○
	(2) リサイクルショップ等の民間事業に関する情報提供	
施策1-3 リサイクル (再生利用)の推進	(1) ごみと資源物の分別徹底	
	(2) 新たな資源化の検討	○
	(3) 店舗等の店頭回収の促進	

**基本方針 2**      **ライフスタイルや事業活動の見直しを促す情報発信の推進**

施策と主な取組み		R2年度取組
施策2-1 市民に対する 働きかけ	(1) ライフスタイルの見直しに向けた啓発	○
	(2) 3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供	○
	(3) 多様なツールによる情報発信	○
	(4) 学校等における環境教育の推進	○
	(5) 地域での環境学習や3Rの取組支援	
	(6) 不適正な排出に対する指導	○
施策2-2 事業者に対する 働きかけ	(1) 3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供	○
	(2) 事業者・収集運搬業者に対する適正排出の指導	○

基本  
方針  
3

適正かつ持続可能な廃棄物処理の推進

施策と主な取組み		R2年度 取組
施策3 適正かつ持続可能な 廃棄物処理の推進	(1) ごみ・資源物の適正処理の推進	○
	(2) 処理における環境負荷の低減	
	(3) 処理経費の削減に向けた検討	
	(4) 不法投棄、持ち去り対策の推進	

基本  
方針  
4

市民サービスの向上や事業者の適正処理に向けた環境の整備

施策と主な取組み		R2年度 取組
施策4-1 市民サービスの向上	(1) 家庭系ごみ戸別収集の検討	○
	(2) 分別しやすい排出方法の検討	
施策4-2 事業者の適正処理に 向けた環境整備	(1) 小規模事業所を対象とした適正処理体制の検討	
	(2) かまくらエコアクション21の導入に向けたサポート	
	(3) 3Rに貢献している事業所等の地域での取組のPR	

基本  
方針  
5

市民、事業者、行政の連携・協働による取組みの活性化

施策と主な取組み		R2年度 取組
施策5-1 市民、事業者、行政の 連携・協働体制の整備 と取組みの推進	(1) 3R推進に向けて、市民、事業者、行政が連携した取組の推進	
	(2) 廃棄物減量化等推進員や関係団体との協働	
	(3) 市のごみ事情、計画の内容や取組状況等に関する周知	
	(4) 滞在者に対する協力の呼びかけ	○
施策5-2 事業所としての 市の取組み	(1) かまくらエコアクション21の運用や市施設における3Rの取組	
	(2) 再生品やグリーン購入対象品の購入、利用の推進	

基本  
方針  
6

将来にわたる安定的な処理に向けたごみ処理施設の整備

施策と主な取組み		R2年度 取組
施策6 将来にわたる安定的な 処理に向けたごみ処理 施設の整備	(1) 新ごみ焼却施設の整備	
	(2) リサイクル施設等の処理施設のあり方の検討	○

#### 4. ごみ処理基本計画に定める焼却量について

① 減量・資源化の施策を推進しなかった場合のごみ焼却量（推計）

焼却見込量 (t/年)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
	32,574	32,483	32,384

② 減量・資源化の施策推進によるごみ焼却量の減量目標値(単位:t)

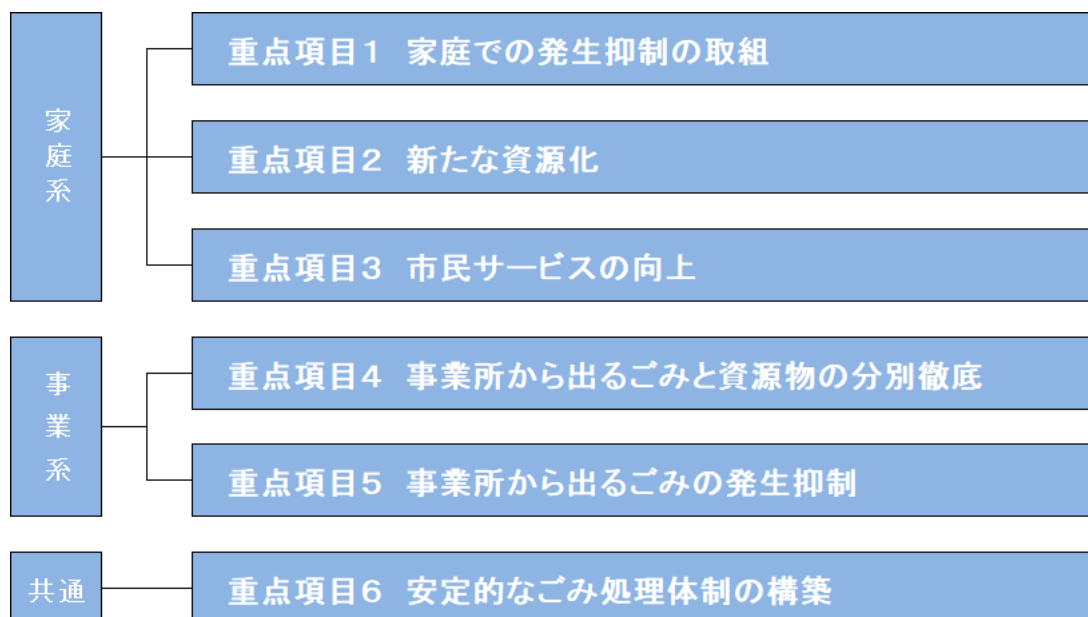
項目	年度	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
	家庭系	分別徹底・食品ロスの削減	-1,550	-1,601
重点項目1				
生ごみ処理機の普及				
重点項目1				
重点項目2				
製品プラスチック資源化(拡大)	-1,385	-1,385	-1,385	
皮革製品等の資源化				
重点項目2				
粗大・臨時ごみの資源化(木くず等の拡大、残さ)	重点項目2	重点項目4	重点項目5	
資源物分別徹底による燃やすごみ減量				
生ごみ資源化量(生ごみ処理機)	重点項目5	-1,385	-1,385	-1,385
生ごみ資源化量(食品リサイクル)				
総計		-2,935	-2,986	-3,038

ごみ焼却量の推移（減量・資源化の施策を推進した場合）

焼却量(目標値) (① - ②) (t/年)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
	29,639	29,497	29,346

#### 5. 令和2年度（2020年度）の重点的な取組

基本方針に基づく施策と主な取組のうち、令和2年度は次の6項目を重点項目に掲げ、進行管理を行います。



## 重点項目 1

### 家庭での発生抑制の取組

3Rの取組のうち家庭におけるごみの発生そのものを減らすリデュース（発生抑制）の取組を継続して実施するとともに、その取組を拡充していきます。

#### 《家庭における食品ロスの削減》

施策 1-1-(1)

手つかず食品や食べ残し等の減量を図るため、食材の使い切りや、保存方法、食べ切りについて、市の刊行物やパンフレットを通じた啓発を行います。

外食時に飲食店での食べ残しを減らす工夫を紹介し、外食での食品ロスの削減について呼びかけます。

定期的にフードドライブを開催し、まだ食べられるにもかかわらず使わない食材を市民から提供していただき、イベントや福祉事業で使用する取組を行います。

また、令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、令和2年3月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されたことを踏まえ、新たな施策等について減量審議会でも検討、協議を行い、第3次一般廃棄物処理基本計画に位置づけていきます。

#### 《生ごみ水切りの普及啓発》

施策 1-1-(3)

生ごみの約8割が水分であることから、水切りの効果や具体的な方法を紹介することにより、水切りについての普及啓発を継続します。

#### 《家庭用生ごみ処理機等のさらなる普及》

施策 1-1-(4)

新型コロナウイルスの感染防止による新たな日常やレジ袋有料化の開始に伴い、生ごみ処理機の需要が拡大している状況を踏まえ、さらなる普及拡大を目指します。

市役所窓口において、生ごみ処理機の種類・使用方法などの説明を行い、ライフスタイルに合った機種選定等のサポートを行います。

引き続き、助成制度の利用者に対し、継続使用を促す取組として、生ごみ処理機購入後の使用状況を確認し、必要に応じて生ごみ処理機の利用の秘訣を説明するなど、アフターフォローを実施します。

#### 《不用品登録制度などのリユース制度の拡充》

施策 1-2-(1)

不用となった家具等のリユース（再使用）を進めるため、不用品登録制度（リユースネット）の利用者拡大に向けて、利用者の応募可能な地域（葉山町）を追加します。また、市内掲示板へポスターを掲示するとともに、市の刊行物やごみ減量キャンペーンなどにおいて広く周知するなど、制度の周知拡大を図ります。

#### 《ライフスタイルの見直しに向けた啓発》

施策 2-1-(1)

「かまくらプラごみゼロ宣言」の趣旨に基づき、ゼロ・ウェイストの実現、さらにはSDGsの目標を達成できるよう、引き続きマイバッグ、マイボトル、マイ箸の使用、使い捨て製品の使用を控えるなどの啓発を行うとともに、新型コロナウイルス感



染症の影響を踏まえながら、自治・町内会主催の祭りなどのイベントにおける飲食の提供の際には、繰り返し使えるリユース食器の活用について、市の助成制度を紹介しながら、利用促進を図ります。

プラスチックごみ削減施策として、ウォーターサーバーを市の施設及び協力の得られる民間企業の施設に設置していきます。

また、レジ袋の有料化を踏まえてマイバックの一層の普及を目指し、市内の事業者と連携をしてレンタル式エコバックの実証実験を行います。

### 《3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供》 施策 2-1-(2)

新型コロナウイルスの影響を踏まえながら、自治・町内会を対象とした説明会や、スーパーの店頭キャンペーン、また、広報かまぐらの「こちら環境通信局！」や「ごみ減量通信」などを通じて、リデュース（発生抑制）やリユース（再使用）について、家庭・地域に向けた啓発を行います。

### 《多様なツールによる情報発信》 施策 2-1-(3)

若手世代や転入者、単身世帯など比較のごみに無関心な層への周知を図る必要があることから、「LINE Messaging API を利用したごみ出し案内」により、更なる周知を行います。また、既存のホームページをはじめとした情報発信ツールの活用を見直し、誰もが3Rに関する情報に触れられる環境を整備します。

### 《学校等における環境教育の推進》 施策 2-1-(4)

新型コロナウイルスの影響を踏まえながら、小中学校等における環境教育を引き続き実施し、鎌倉市のごみの現状や課題、3Rや地球温暖化について、子ども達の理解を深めます。また、世界規模で問題となっているプラスチック汚染や「かまぐらプラごみゼロ宣言」の趣旨について講義を行い、子ども達から家庭や地域におけるごみの減量やプラスチックの発生抑制を働きかけます。

### 《不適正な排出に対する指導》 施策 2-1-(6)

ごみや資源物の分別に関して、ワンルームなどの共同住宅の居住者、転入者を中心とした分別の周知等を実施します。

また、不適正排出に対しては、必要に応じて内容を調査し、分別徹底の訪問指導を行います。

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 家庭における食品ロスの削減												
② 水切りの普及啓発												
③ 家庭用生ごみ処理機等のさらなる普及												
④ 不用品登録制度などのリユース制度の拡充												
⑤ ライフスタイルの見直しに向けた啓発												
⑥ 3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供												
⑦ 多様なツールによる情報発信												
⑧ 学校等における環境教育の推進												
⑨ 不適正な排出に対する指導												

【ごみ処理基本計画の施策番号】

- ・ 施策 1-1-(1) 家庭における食品ロスの削減
- ・ 施策 1-1-(3) 水切りの普及啓発
- ・ 施策 1-1-(4) 家庭用生ごみ処理機等のさらなる普及
- ・ 施策 1-2-(1) 不用品登録制度などのリユース制度の拡充
- ・ 施策 2-1-(1) ライフスタイルの見直しに向けた啓発
- ・ 施策 2-1-(2) 3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供
- ・ 施策 2-1-(3) 多様なツールによる情報発信
- ・ 施策 2-1-(4) 学校等における環境教育の推進
- ・ 施策 2-1-(6) 不適正な排出に対する指導

【関連する施策番号】

- ・ 施策 1-1-(2) 飲食店等における食品ロスの削減
- ・ 施策 1-1-(5) 事業所から排出される生ごみ資源化の促進
- ・ 施策 2-1-(5) 地域での環境学習や3Rの取組支援
- ・ 施策 5-1-(1) 3R推進に向けて、市民、事業者、行政が連携した取組の推進
- ・ 施策 5-1-(2) 廃棄物減量化等推進員や関係団体との協働

## 新たな資源化

### 《これまで取り組んできた新たな資源化の継続実施》

施策 1-1-(5)

施策 1-3-(2)

ごみ処理基本計画において、新たな資源化として実施してきた次の施策については、令和 2 年度（2020 年度）も引き続き実施し、収集品目に応じて資源化を図ります。

#### ①ビニール袋残さ等の資源化

家庭から植木剪定材を排出する際に用いるビニール袋について、平成 28 年（2016 年）5 月から R P F 化（固形燃料化）による資源化業務を実施しています。

#### ②製品プラスチックの資源化

製品プラスチックについては、平成 27 年（2015 年）1 月 15 日から分別収集を開始し、平成 29 年（2017 年）10 月から収集品目を拡大しました。

当初の収集品目は、P P、P E の単一プラスチック素材の製品プラスチックに限定していましたが、収集品目を拡大した後は、その他のプラスチック製品（容器包装プラスチックを除く。）も対象としています。

#### ③皮革製品等の資源化

皮革製品等については、平成 29 年（2017 年）10 月から布類の日に排出する資源化品目とし収集し、有価物として売却をしています。

#### ④可燃残さの資源化

容器包装プラスチック及びペットボトルの中間処理業務委託において生じる可燃残さについては、平成 29 年（2017 年）9 月から高温で加熱・溶解することでスラグとして取り出す熔融固化による資源化を実施しています。

### 《さらなる資源化の検討》

令和 2 年度（2020 年度）に、検討する施策は、次の 3 つです。

#### ①粗大・臨時ごみの資源化

粗大ごみのうち、木質素材はチップ化等により資源化していますが、複合素材からなる粗大ごみは焼却しているため、平成 29 年度（2017 年度）中にガス化・熔融固化処理等の手法により、資源化する予定でしたが、資源化を行う施設に運搬するためストックする場所の確保が困難であったことから、実現に至っていません。

令和2年度（2020年度）においても、課題解決に向けた検討を進め、処理体制が構築でき次第、資源化を実施します。

### ②生ごみの資源化

生ごみは、家庭系の燃やすごみの約半分を占めていることから、資源化することで燃やすごみの大幅な減量が期待できます。

平成29年度（2017年度）から施設整備に向けて検討を行っており、引き続き、好気性の微生物を活用した生ごみ資源化処理体制を構築するため、最適な施設の整備方法及び収集体制の検討を行います。

また、施設候補地周辺住民に対しては、広域計画のパブリックコメント等で課題として挙げられている臭気対策や収集車両の影響等について、成功している先進都市の事例や具体的な数値等、根拠を示してわかりやすく説明し、理解を得ていきます。

### ③紙おむつの資源化

紙おむつは、家庭系ごみ及び事業系ごみの両方から排出されるものですが、家庭系の燃やすごみの中で約7%（平成30年度(2018年度)家庭系ごみ組成調査結果より）、事業系のごみの中で約15%（令和元年度（2019年度）事業系ごみ組成調査結果より）を占めており、資源化することで焼却量の削減が見込めます。

引き続き、環境省の紙おむつの資源化ガイドライン、先進自治体や民間事業者の資源化に向けた進捗状況、費用対効果等を踏まえて、紙おむつの資源化処理体制を構築するため、最適な施設の整備方法等について検討を行います。

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① ビニール袋残さ等の資源化	}											
② 製品プラスチックの資源化												
③ 皮革製品等の資源化												
④ 可燃残さの資源化												
⑤ 粗大・臨時ごみの資源化							実施	待機				
⑥ 生ごみの資源化								住民	協議			
⑦ 紙おむつの資源化								検討				

【ごみ処理基本計画の施策番号】

- ・ 施策 1-1-(5) 事業所から排出される生ごみ資源化の促進
- ・ 施策 1-3-(2) 新たな資源化の検討

【関連する施策番号】

- ・ 施策 3-(1) ごみ・資源物の適正処理の推進
- ・ 施策 3-(2) 処理における環境負荷の低減
- ・ 施策 3-(3) 処理経費の削減に向けた検討
- ・ 施策 4-1-(1) 家庭系ごみ戸別収集の検討
- ・ 施策 4-1-(2) 分別しやすい排出方法の検討
- ・ 施策 4-2-(1) 小規模事業所を対象とした適正処理体制の検討

※ 容器包装プラスチック及びペットボトルの中間処理業務によって生じる可燃残さの資源化は、ごみ処理基本計画では位置付けていませんでしたが、平成 29 年度（2017 年度）から実施しています。

※ 粗大・臨時ごみ（複合素材）の資源化を実施する場合は、ごみ処理基本計画では、203 トンの削減を見込んでいます。

## 重点項目 3

### 市民サービスの向上

ごみ処理基本計画では、超高齢社会の到来や行政サービスの向上等を考慮し、一般家庭における高齢者や障害者等の社会的弱者に対する収集体制のあり方を検討することとしています。

#### 《家庭系ごみ戸別収集の検討》

施策 4-1-(1)

戸別収集は、ごみ減量施策の一つであるとともに、ごみ出しに対する高齢者や子育て世代などの負担軽減が図れることや、高齢者の地域の見守り活動等に役立てる効果があると考えられます。

また、排出状況の悪いクリーンステーションなどが廃止されることで、収集環境・景観の向上やクリーンステーション周辺の市民の負担軽減に寄与することが期待できます。

戸別収集は、平成 27 年度（2015 年度）において、費用負担が過大であるなどの理由により実施に至らなかった経過がありますが、費用負担を含む反対の理由や戸別収集のメリットなどを改めて整理し、検討を行います。

また、現行の「声かけふれあい収集」の対象とならない排出困難者に対する支援を図るため、制度の拡充を図ります。

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 家庭系ごみ戸別収集の検討	←----- 検討 ----->											

#### 【ごみ処理基本計画の施策番号】

- ・ 施策 4-1-(1) 家庭系ごみ戸別収集の検討

#### 【関連する施策番号】

- ・ 施策 3-(1) ごみ・資源物の適正処理の推進
- ・ 施策 3-(3) 処理経費の削減に向けた検討

## 重点項目 4

### 事業所から出るごみと資源物の分別徹底

事業系ごみについては、市が収集するのではなく、排出事業者が民間の一般廃棄物収集運搬業許可業者と収集の契約をしており、細かな分別区分は排出事業者の契約先により異なる場合もあります。このため、市では一般廃棄物収集運搬業許可業者と事業系ごみについての情報を共有し、連携して分別徹底を図っています。

#### 《3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供》

施策 2-2-(1)

排出事業者へ分別や排出方法の情報が行き届いていないという実態を踏まえ、平成 29 年度（2017 年度）に分別パンフレットを作成し、令和元年度（2019 年度）に見直しました。

分別パンフレットを活用し情報提供を行い、適正処理を促します。

#### 《事業者・収集運搬業者に対する適正排出の指導》

施策 2-2-(2)

平成 25 年（2013 年）1 月に開始した自走式コンベアごみ投入検査機によるピット前検査を引き続き実施し、分別状況の悪いごみについて、持ち帰りや排出元の事業者訪問による指導を行います。

平成 28 年度（2016 年度）からは、専任の職員が排出事業者を個別訪問し、分別の仕方や排出方法を現地で確認するとともに、適正に分別ができていない排出事業者に対しては、適宜指導を行っています。令和 2 年度（2020 年度）も引き続き個別訪問を実施し、多量排出事業者（月に 3 トン以上の一般廃棄物を継続して発生させた事業者等）に対して、市に提出された減量化及び資源化計画書をもとに指導を行い、分別の徹底やごみの減量化を図ります。

準多量排出事業者（月に 1 トン以上の一般廃棄物を継続して発生させた事業者）をはじめ、民泊や小規模な事業所に対しても、訪問による分別指導を行うとともに、事業系ごみの排出状況を把握し、課題に対する対応策についても検討し指導します。

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供												
② ピット前検査の実施と分別指導												
③ 多量排出事業者への訪問調査、生ごみ資源化の啓発												
④ 事業系専任チームによる事業者訪問指導												
⑤ 小規模事業所を対象とした適正処理体制の検討												

【ごみ処理基本計画の施策番号】

- ・ 施策 2-2-(1) 3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供
- ・ 施策 2-2-(2) 事業者・収集運搬業者に対する適正排出の指導



## 事業所から出るごみの発生抑制

### 《飲食店等における食品ロスの削減、滞在者に対する協力の呼びかけ》

施策 1-1-(2)、施策 5-1-(4)

本市は観光地であり、事業所の中で飲食店が約 15%と最も高い割合を占め、食べ残しによる生ごみが多く排出されていることから、飲食業者と連携し、外食時における食べきりの呼びかけ、少量メニューの導入、ドギーバッグの利用促進などにより、食品ロスの削減に向けて取組を進めます。滞在者に対しては、食品ロス削減に向けた取組への協力を呼びかける情報発信等を行います。

飲食店の利用者を対象とした 3010（さんまるいちまる）運動を推進するため、これまでに市内の飲食店などの事業者を対象に配布してきたポスターやチラシに加え、新たに市で啓発用のステッカーを作成し、店頭への掲示を依頼するなど、飲食店と協力しながら、利用者を対象とした啓発に努めます。さらに、気候変動への意識や危機感が高まっている中で、食品ロスの削減が温室効果ガスの削減につながることも周知します。

食品の製造、販売を行う事業者に対しては、フードバンクの活用をはじめとした、食品ロスの削減について啓発を図ります。

○3010 運動は、宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、「<乾杯後 30 分間>は席を立たずに料理を楽しみましょう、<お開き 10 分前>になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう、」と呼びかけて、食品ロスを削減するものです。（環境省ホームページより引用）

また、新型コロナウイルスの影響で発生する未利用食品の活用促進については、フードバンクへの情報提供や新たな販路の確保に向けたマッチングに対する情報提供等支援策を講じていきます。

### 《事業所から排出される生ごみ資源化の促進》

施策 1-1-(5)

事業所から排出される生ごみの資源化を促進するため、多量排出事業者を中心に、食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者の情報提供を積極的に行い、生ごみ資源化の促進を図ります。

また、フランチャイズ型の事業者に対しては、市内の加盟店の生ごみの資源化を進めるため、フランチャイズ本部へエコフィードや食品リサイクルループの活用について働きかけていきます。

事業系生ごみ処理機については、平成 26 年（2014 年）8 月より事業者向けの設置費等に対する助成制度を創設していますが、平成 28 年（2016 年）12 月に補助対象となる生ごみ処理機の処理能力を 1 日に 30 キログラム以上から、1 日に 10 キログラム以上へと改定し、小規模の店舗にも導入しやすくしました。令和 2 年度（2020 年度）は、中・小規模事業者への利用拡大も目指していきます。

《事業系ごみ手数料の見直し》

施策 1-1-(7)

令和元年（2019年）7月、環境省から「食品リサイクル法に基づく基本方針」が示され、食品循環資源の再生利用等の促進のための措置として、市町村による事業系一般廃棄物処理に係る原価相当の料金徴収の推進が位置づけられました。今後、ごみ処理手数料の見直しを行う予定ですが、見直しの時期については、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、社会情勢等を勘案してまいります。

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 飲食店への食品ロス削減の啓発												
② 滞在者に対する食品ロス削減の啓発												
③ 食品リサイクル法に基づく生ごみ資源化施設への搬入促進、食品リサイクルグループの活用の提案												
④ 大型生ごみ処理機設置助成制度の運用												
⑤ 事業系ごみ処理手数料の見直し												

【ごみ処理基本計画の施策番号】

- ・ 施策 1-1-(2) 飲食店等における食品ロスの削減
- ・ 施策 1-1-(5) 事業所から排出される生ごみ資源化の促進
- ・ 施策 5-1-(4) 滞在者に対する協力の呼びかけ

## 重点項目 6

### 安定的なごみ処理体制の構築

《ごみ・資源物の適正処理の推進》

施策 3-(1)

《リサイクル施設等の処理施設のあり方の検討》

施策 6-(2)

ごみ処理基本計画では、ごみの発生抑制の取組を進めた上で排出される廃棄物について、環境負荷を極力低く抑えた処理を継続するとともに、処理コストによる費用負担を軽減し、安全・安心で持続可能な処理体制の確立を目指すこととしています。

平成 31 年（2019 年）3 月に公表した新方針及び令和 2 年（2020 年）8 月に公表した広域計画で示したとおり、新たな焼却施設を建設せず、広域連携による安定的なごみ処理体制の構築に向けて、2 市 1 町における減量・資源化策の推進や将来の焼却処理のあり方、バックアップ体制等の協議を行い、本市の安定的なごみ処理体制の構築を図ります。

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① バックアップ協定の締結	サウンディング調査			協議			協議			締結		
② リサイクル施設等の処理施設のあり方の検討	サウンディング調査			協議			協議			締結		

#### 【ごみ処理基本計画の施策番号】

- ・ 施策 3-(1) ごみ・資源物の適正処理の推進
- ・ 施策 6-(2) リサイクル施設等の処理施設のあり方の検討

#### 【関連する施策番号】

- ・ 施策 3-(2) 処理における環境負荷の低減
- ・ 施策 3-(3) 処理経費の削減に向けた検討
- ・ 施策 4-1-(2) 分別しやすい排出方法の検討
- ・ 施策 4-2-(1) 小規模事業所を対象とした適正処理体制の検討
- ・ 施策 6-(1) 新ごみ焼却施設の整備